

▼INDEX

- 1 「JASDAQ-TOP20上場投信」の上場を承認しました
- 2 個人投資家向け合同IR説明会を開催いたします
- 3 上場会社動画配信情報
- 4 証券取引等監視委員会コラム

※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次の4.を抜粋しております。

4 証券取引等監視委員会コラム

開示検査について(その6)

前回は、開示検査の課徴金納付命令事案のうち、「情報・通信業」なかんずく、いわゆるIT関連産業における、商社的取引慣行の存在を悪用した不適正会計や、ソフトウェア開発における収益認識に関し困難な点が存在すること、また、ソフトウェアの開発等に係る契約形態が複雑であることを悪用した事例を紹介し、こうした事例がかなり以前から指摘されているにもかかわらず、根絶されていない点について警鐘を寄せさせていただいた。

このような情報・通信業における会計上の特質を悪用することなく、適切な会計が行われるためには、個々の事例の摘発のみで抑止することは困難であり、業界関係企業が、全体として公正な会計処理はどうあるべきか、を理解される必要がある。前回の紹介事例でも、不適切な商社的取引において、協力企業が存在しているのであり、各企業単体だけでなく、業界全体の企業の方々が襟を正していただくことが不可欠なのである。

では、どのような点が、適正な会計を行うにあたり重要であるのか。当然のことながら、架空の売上は計上しない、実在性のある適正な価格により計上を行うべきである、ということにつきるのであるが、こうした問題について、会計専門家から、不適正会計処理の防止を図る観点からの報告がなされている。この報告は、会計専門家の側が、こうした点に着目して不適正会計を抑止しようというものであるが、各企業の側においても、こうした監査手法が行われることを前提として、適正な売上の計上に向けた内部統制の確立、例えば検収手続き等の明確化を図ることが、不適正会計の根絶に向けた環境整備となるわけであり、そうした意味で、その報告内容のポイントを紹介させていただきたい。

当該報告とは、日本公認会計士協会のIT業界における特殊な取引検討プロジェクトチームが平成17年3月11日に公表した「情報サービス業における監査上の諸問題について」である。

同報告は、「最近の事例及び主要な監査事務所へのインタビューから、情報サービス産業における会計環境の特性として、取引対象のソフトウェアある

いはサービスの実在性、取引の経済合理性、取引価格の妥当性及び取引先との共謀などの諸問題が指摘されるところである」として、情報サービス産業における会計環境の特質として、

- (1)ソフトウェア開発における収益の認識
 - (2)ソフトウェアの機能仕様の見積りの困難性と受注金額確定のタイミング
 - (3)商社的な取引慣行の存在
 - (4)契約形態の複雑性
- を挙げている。

そのうえで、「物・サービスの内容確認」として、売上計上にあたって、様々な類型ごとの監査上の留意点を述べている。

まず、「ソフトウェアを制作し、納品することを目的とする開発型」については、(1)販売取引に関し「ソフトウェアは、単に制作し、納品すれば良いというわけではなく、得意先から要求された品質基準を満たし、その検収を受けることが必要である」として、内容確認の留意点としては、

- ・売上高の会計記録について、形式的に契約書、注文書、納品書(控)及び検収書等と照合するだけでなく、必要に応じて社内における検査報告書や得意先から入手した検査結果通知書等を確認する。
- ・営業担当者や経理担当者だけでなく、開発担当者に対して開発や検査の状況について質問を行うことは、その実態を確かめる上でより効果的である。
- ・さらに、その実態確認において、十分な心証が得られない場合、IT専門家に依頼してソフトウェアの外観チェック(ファイルサイズ、ファイルネーム)や仕様書との整合性の確認、あるいはシステムの起動状況の確認をしてもらうことも有効である。

(2)人件費・外注費取引に関し「システム開発に係る原価には、社内や外注先における作業時間等のように物的に確認することが困難なものが多く含まれる」とし、内容確認の留意点としては、

- ・外注費の会計記録について、形式的に契約書、検収書又は請求書等と照合する、また、労務費の会計記録について、執務情報等の原価計算資料とを照合するといった手続きを実施するほかに、必要に応じて社内の開発体制図や作業スケジュール、作業管理資料等との整合性について検証を行う。
 - ・特に見積書等の記載が抽象的で、具体的な作業内容が記載されていない場合には、上記検証手続きを行うとともに、開発担当者が開発の状況について質問をし、より具体的に内容確認を行うことが効果的である。
- と述べている。

さらに、同報告は、「契約に基づいて様々なサービスを提供することを目的とするコンサルティング型」「システム(ソフトウェアを含む。)やライセンスを取得販売することを目的とする商社型」についても、内容確認の留意点を述べているが、これは、次回に紹介することとしたい。

*文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

☆著者紹介 寺田 達史

岐阜県出身 1984年東大法学部卒業後、大蔵省(当時)に入省。金融庁総務企画局、証券取引等監視委員会、検査局勤務を経て、2009年金融庁総務企画局市場

課長。2010年7月30日より現職(証券取引等監視委員会事務局総務課長)

■証券取引等監視委員会ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>